

広島県最低賃金 26円(3.18%)引き上げて 「時間額 844円」に

— 広島地方最低賃金審議会から
答申受ける —



広島地方最低賃金審議会(会長 みついでまさのぶ 三井 正信 広島大学教授)は、7月2日に広島労働局長(川口 かわぐち たつぞう 達三)から「広島県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねた結果、本日広島県最低賃金を「時間額 844円」に改正することが適当である旨の答申を広島労働局長に行いました。

この「時間額 844円」は、現行の広島県最低賃金(818円)を「26円」引き上げるもので、本年7月26日に中央最低賃金審議会から示された目安(広島県の場合26円)や県内の雇用情勢等を踏まえて答申されたものです。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出(期限8月20日)に関する手続等を経て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

なお、改正決定の効力発生日は10月1日となる予定で、効力発生後は約115万人の県内労働者に適用されます。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 答申
最低賃金額	750円	769円	793円	818円	844円
対前年度上昇率	2.32%	2.53%	3.12%	3.15%	3.18%
対前年度上昇額	17円	19円	24円	25円	26円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類がありますが、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、**高い方の最低賃金額**が適用されます。